

# 平成21年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

老人保健特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

公共下水道事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第17号

平成21年度能美市一般会計予算

平成21年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,761,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

(能美市一般会計)

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7, 208, 253
	1 市民税	2, 996, 767
	2 固定資産税	3, 246, 930
	3 軽自動車税	82, 795
	4 市たばこ税	260, 500
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	1
	7 入湯税	12, 000
	8 都市計画税	609, 259
2 地方譲与税		255, 000
	1 地方揮発油譲与税	55, 000
	2 自動車重量譲与税	195, 000
	3 地方道路譲与税	5, 000
3 利子割交付金		25, 000
	1 利子割交付金	25, 000
4 配当割交付金		8, 000
	1 配当割交付金	8, 000

(単位：千円)

款	項	金 額
5 株式等譲渡所得割交付金		12,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	12,000
6 地方消費税交付金		400,000
	1 地方消費税交付金	400,000
7 ゴルフ場利用税交付金		40,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	40,000
8 自動車取得税交付金		130,000
	1 自動車取得税交付金	130,000
9 地方特例交付金		77,828
	1 地方特例交付金	77,828
	△ 特別交付金	0
10 地方交付税		4,280,000
	1 地方交付税	4,280,000
11 交通安全対策特別交付金		8,000
	1 交通安全対策特別交付金	8,000
12 分担金及び負担金		756,221
	1 分 担 金	36,079

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 負 担 金	7 2 0, 1 4 2
13 使用料及び手数料		3 5 0, 6 8 8
	1 使 用 料	3 2 8, 4 3 8
	2 手 数 料	2 2, 2 5 0
14 国庫支出金		1, 3 0 3, 6 7 5
	1 国庫負担金	5 8 7, 7 8 6
	2 国庫補助金	7 0 3, 4 4 7
	3 国庫委託金	1 2, 4 4 2
15 県支出金		8 8 6, 9 0 9
	1 県負担金	3 8 1, 5 2 1
	2 県補助金	3 5 9, 0 0 0
	3 県委託金	1 4 6, 3 8 8
16 財産収入		4 3, 4 8 3
	1 財産運用収入	4 1, 4 7 3
	2 財産売払収入	2, 0 1 0
17 寄 附 金		2 3, 5 3 3
	1 寄 附 金	2 3, 5 3 3

(単位：千円)

款	項	金 額
18 繰入金		612,480
	1 基金繰入金	612,480
19 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		468,430
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	10
	3 貸付金元利収入	303,183
	4 受託事業収入	830
	5 雑入	164,405
21 市債		2,821,500
	1 市債	2,821,500
歳入	合計	19,761,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		209,564
	1 議会費	209,564
2 総務費		1,777,393
	1 総務管理費	1,329,288
	2 徴税費	274,593
	3 戸籍住民基本台帳費	48,536
	4 選挙費	101,488
	5 統計調査費	7,213
	6 監査委員費	16,275
3 民生費		5,422,123
	1 社会福祉費	2,386,255
	2 児童福祉費	2,900,981
	3 生活保護費	134,847
	4 災害救助費	40
4 衛生費		1,643,994
	1 保健衛生費	867,215
	2 環境衛生費	174,355

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 清 掃 費	6 0 2, 4 2 4
5 労 働 費		5, 2 2 4
	1 労 働 費	5, 2 2 4
6 農林水産業費		6 3 1, 8 3 7
	1 農 業 費	5 4 5, 9 2 3
	2 林 業 費	8 5, 8 6 7
	3 水 産 業 費	4 7
7 商 工 費		7 0 7, 8 8 7
	1 商 工 費	7 0 7, 8 8 7
8 土 木 費		2, 9 6 3, 5 1 9
	1 土 木 管 理 費	9 6, 5 4 4
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1, 3 3 8, 1 3 3
	3 河 川 費	3 9, 9 3 8
	4 都 市 計 画 費	1, 2 9 9, 1 8 3
	5 住 宅 費	1 8 9, 7 2 1
9 消 防 費		4 6 1, 7 7 2
	1 消 防 費	4 6 1, 7 7 2

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教育費		2,856,125
	1 教育委員会費	257,743
	2 小学校費	389,147
	3 中学校費	296,918
	4 幼稚園費	693
	5 社会教育費	1,415,743
	6 保健体育費	495,881
11 災害復旧費		500
	1 災害復旧費	500
12 公債費		3,053,343
	1 公債費	3,053,343
13 諸支出金		19,719
	1 基金費	19,719
14 予備費		8,000
	1 予備費	8,000
歳 出	合 計	19,761,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
県営土地改良事業負担金	34,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
道路整備事業債（林道）	7,300			
地方道路等整備事業債	118,600			
地方特定道路整備事業債	224,600			
交通安全施設等整備事業債	20,200			
小松インター線整備事業債	209,000			
北中央線整備事業債	4,200			
福岡赤井線整備事業債	44,600			
赤井町8号線整備事業債	31,800			
市道第83号線整備事業債	3,800			
湯屋線整備事業債	9,300			
岩内金剛寺線整備事業債	16,700			
水辺環境整備事業債	13,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
地方特定道路整備事業債（街路）	39,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率）	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
南中央線道路改良事業債	41,400			
J R 寺井駅周辺整備事業債	114,000			
粟生住宅建設事業債	105,900			
湯野小学校建具復旧事業債	18,600			
湯野小学校耐震補強事業債	47,400			
辰口中学校建設事業債	146,000			
ふるさと研修交流センター建設事業債	746,000			
臨時財政対策債	825,200			
計	2,821,500			

議案第18号

平成21年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成21年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,420,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(能美市国民健康保険特別会計)

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

(能美市国民健康保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,058,066
	1 国民健康保険税	1,058,066
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		940,584
	1 国庫負担金	745,507
	2 国庫補助金	195,077
4 療養給付費等交付金		319,373
	1 療養給付費等交付金	319,373
5 前期高齢者交付金		964,891
	1 前期高齢者交付金	964,891
6 県支出金		183,479
	1 県負担金	37,343
	2 県補助金	146,136
8 共同事業交付金		655,141
	1 共同事業交付金	655,141
9 財産収入		364

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	3 6 4
10 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
11 繰 入 金		2 9 7, 8 3 7
	1 一般会計繰入金	2 2 6, 0 0 7
	2 基金繰入金	7 1, 8 3 0
12 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
13 諸 収 入		2 3 5
	1 延滞金加算金及び過料	5 0
	2 預 金 利 子	1 0
	4 雑 入	1 7 5
歳 入	合 計	4, 4 2 0, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		80,090
	1 総務管理費	70,899
	2 徴税費	8,895
	3 運営協議会費	296
2 保険給付費		2,825,634
	1 療養諸費	2,500,479
	2 高額療養費	303,135
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	19,000
	5 葬祭諸費	3,000
3 後期高齢者支援金等		486,945
	1 後期高齢者支援金等	486,945
4 前期高齢者納付金等		995
	1 前期高齢者納付金等	995
5 老人保健拠出金		70,161
	1 老人保健拠出金	70,161
6 介護納付金		177,416

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 介護納付金	177,416
7 共同事業拠出金		720,019
	1 共同事業拠出金	720,019
8 疾病予防費		50,411
	1 特定健康診査等事業費	27,553
	2 疾病予防費	22,858
9 基金積立金		364
	1 基金積立金	364
10 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
11 諸支出金		5,465
	1 償還金及び還付加算金	2,840
	2 繰出金	2,625
12 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出	合 計	4,420,000

平成21年度能美市老人保健特別会計予算

平成21年度能美市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		320
	1 支払基金交付金	320
2 国庫支出金		200
	1 国庫負担金	200
3 県支出金		50
	1 県支出金	50
4 繰入金		50
	1 一般会計繰入金	50
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		379
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	376
歳入	合計	1,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 医療諸費		620
	1 医療諸費	620
2 諸支出金		380
	1 償還金及び還付金	379
	2 繰出金	1
歳出	合計	1,000

議案第20号

平成21年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ411,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(能美市後期高齢者医療特別会計)

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

(能美市後期高齢者医療特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		306,702
	1 後期高齢者医療保険料	306,702
2 使用料及び手数料		106
	1 手数料	106
3 寄附金		20
	1 寄附金	20
4 繰入金		103,834
	1 一般会計繰入金	103,834
5 繰越金		268
	1 繰越金	268
6 諸収入		70
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	20
	3 雑入	30
歳入	合計	411,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,275
	1 総務管理費	564
	2 徴収費	8,711
2 後期高齢者医療広域連合納付金		401,401
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	401,401
3 諸支出金		270
	1 償還金及び還付加算金	260
	2 繰出金	10
4 予備費		54
	1 予備費	54
歳出	合計	411,000

## 議案第 2 1 号

### 平成 2 1 年度能美市介護保険特別会計予算

平成 2 1 年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ 3, 2 2 9, 4 0 0 千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ 1 1, 2 0 0 千円と定める。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
  - 3 サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 2 表 歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定 3 0 0, 0 0 0 千円、サービス事業勘定 5, 0 0 0 千円と定める。

(能美市介護保険特別会計)

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険事業勘定の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

(能美市介護保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		587,623
	1 介護保険料	587,623
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		686,652
	1 国庫負担金	540,590
	2 国庫補助金	146,062
4 支払基金交付金		943,412
	1 支払基金交付金	943,412
5 県支出金		476,610
	1 県負担金	463,680
	2 県補助金	12,930
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		461,312

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	461,312
9 繰越金		10
	1 繰越金	10
10 諸収入		351
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	10
	4 雑入	301
11 市債		73,400
	1 市債	73,400
歳 入	合 計	3,229,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		49,008
	1 総務管理費	16,886
	2 徴収費	6,267
	3 介護認定審査会費	25,855
2 保険給付費		3,090,000
	1 介護サービス等諸費	2,804,322
	2 介護予防サービス等諸費	134,700
	3 その他諸費	3,648
	4 高額介護サービス等費	42,750
	5 高額医療合算介護サービス等費	60
	6 特定入所者介護サービス等費	104,520
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		85,420
	1 介護予防事業費	54,924
	2 包括的支援事業・任意事業	30,496
5 基金積立金		10

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 基金積立金	1 0
6 公 債 費		4, 5 1 2
	1 公 債 費	4 5
	2 財政安定化基金償還金	4, 4 6 7
7 諸支出金		2 4 0
	1 償還金及び還付加算金	2 4 0
8 予 備 費		2 0 0
	1 予 備 費	2 0 0
歳 出	合 計	3, 2 2 9, 4 0 0

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		11,160
	1 介護予防サービス収入	11,160
2 繰入金		10
	1 一般会計繰入金	10
	△ 基金繰入金	0
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		20
	1 預金利子	10
	2 雑入	10
歳 入	合 計	11,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		7,872
	1 総務管理費	7,872
2 サービス事業費		3,228
	1 居宅サービス事業費	3,228
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	11,200

### 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	(千円)  73,400	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
計	73,400			

議案第 22 号

平成 21 年度能美市公共下水道事業特別会計予算

平成 21 年度能美市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 807, 500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 000, 000 千円と定める。

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		28,451
	1 負担金	28,451
2 使用料及び手数料		701,751
	1 使用料	700,750
	2 手数料	1,001
3 国庫支出金		100,000
	1 国庫補助金	100,000
4 財産収入		987
	1 財産運用収入	987
5 繰入金		841,000
	1 一般会計繰入金	841,000
6 繰越金		10
	1 繰越金	10
7 諸収入		1
	1 預金利子	1
8 市債		1,135,300
	1 市債	1,135,300

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	2,807,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		828,410
	1 事業費	828,410
2 公債費		1,978,103
	1 公債費	1,978,103
3 諸支出金		987
	1 基金費	987
歳出	合計	2,807,500

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	(千円) 87,400	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
公共下水道事業債	137,500			
下水道資本費平準化債	308,900			
公共下水道事業債（特別措置分）	99,200			
公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債	502,300			
計	1,135,300			

議案第23号

平成21年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成21年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,000
	1 分担金	1,500
	2 負担金	1,500
2 使用料及び手数料		30,575
	1 使用料	30,574
	2 手数料	1
3 県支出金		15,380
	1 県補助金	15,380
4 財産収入		43
	1 財産運用収入	43
5 繰入金		54,500
	1 一般会計繰入金	54,500
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		1
	1 預金利子	1
	△ 雑入	0

(単位：千円)

款	項	金額
8 市 債		89,000
	1 市 債	89,000
歳 入 合 計		192,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		79,140
	1 事業費	79,140
2 公債費		113,317
	1 公債費	113,317
3 諸支出金		43
	1 基金費	43
歳出	合計	192,500

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	(千円) 13,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
下水道資本費平準化債	14,300			
公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債	61,100			
計	89,000			

議案第24号

平成21年度能美市温泉事業特別会計予算

平成21年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,750
	1 負担金	1,750
2 使用料及び手数料		10,021
	1 使用料	10,021
3 財産収入		18
	1 財産運用収入	18
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入	合計	11,800

## 1. 総括

## 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,750	0	1,750
2 使用料及び手数料	10,021	10,084	△63
3 財産収入	18	5	13
4 繰越金	10	10	0
5 諸収入	1	1	0
△繰入金	0	5,400	△5,400
歳入合計	11,800	15,500	△3,700

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 温泉事業費	7,103	15,500	△8,397				7,103
2 諸支出金	4,697	0	4,697				4,697
歳出合計	11,800	15,500	△3,700				11,800

## 平成21年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	17,940戸
(2) 年間総給水量	7,279,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	19,900m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良工事	
1. 配水管整備事業	
2. 配水管改良事業	
3. 施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款 水道事業収益	797,800千円
第1項 営業収益	794,800千円
第2項 営業外収益	3,000千円

(支出)

第1款 水道事業費用	750,000千円
第1項 営業費用	592,500千円
第2項 営業外費用	157,400千円
第3項 特別損失	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額370,700千円は、過年度分損益勘定留保資金356,561千円、当年度分消費税資本的収支調整額14,139千円で補填するものとする。)

(収 入)		
第1款 資 本 的 収 入		203,900千円
第1項 企 業 債		150,000千円
第2項 工 事 負 担 金		26,700千円
第3項 分 担 金		23,700千円
第4項 雑 収 入		3,500千円
(支 出)		
第1款 資 本 的 支 出		574,600千円
第1項 建 設 改 良 費		344,900千円
第2項 企 業 債 償 還 金		229,700千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	150,000千円	証書借入 借入時期は平成21年度とする。 ただし、工事の進捗状況等により 起債の全部又は、一部を翌年度に 繰り越して借り入れることができ る。	5.0 %  以内	起債年度から据 置期間を含めて 30年以内に償 還する。
配水管改良事業				
施設改良事業				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第9条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

36,106千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、16,100千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 配水管整備事業	構築物	配水管	φ50~400 L=2,550.0 m
2. 配水管改良事業	構築物	配水管	φ100 L=1,068.0 m
3. 施設改良事業	建物	送・配水施設	一式

(2) 処分する資産

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	配水管	φ100 L=58.0 m
構築物	送水管	φ300 L=733.0 m

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

平成21年度能美市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		9社
(2) 年間総給水量	辰口第一工業用水道	10,950,000m <sup>3</sup>
	辰口第二工業用水道	2,642,200m <sup>3</sup>
	根上地区工業用水道	3,924,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	辰口第一工業用水道	30,000m <sup>3</sup>
	辰口第二工業用水道	7,230m <sup>3</sup>
	根上地区工業用水道	10,750m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 辰口第一工業用水道・事業収益	92,600千円
第1項 営業収益	92,360千円
第2項 営業外収益	240千円
第2款 辰口第二工業用水道事業収益	81,000千円
第1項 営業収益	80,940千円
第2項 営業外収益	60千円
第3款 根上地区工業用水道事業収益	111,500千円
第1項 営業収益	110,000千円
第2項 営業外収益	1,500千円

支 出		
第1款 辰口第一工業用水道事業費用		88,400千円
第1項 営業費用		75,200千円
第2項 営業外費用		13,200千円
第2款 辰口第二工業用水道事業費用		73,700千円
第1項 営業費用		60,600千円
第2項 営業外費用		13,100千円
第3款 根上地区工業用水道事業費用		109,000千円
第1項 営業費用		85,500千円
第2項 営業外費用		23,500千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額138,200千円は、過年度分損益勘定留保資金74,592千円、当年度分損益勘定留保資金36,343千円、減債積立金15,200千円、建設改良積立金10,000千円及び当年度分消費税及び方消費税資本的収支調整額2,065千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 辰口第一工業用水道事業資本的収入		33,400千円
第1項 工事負担金		33,400千円
第1款 辰口第一工業用水道事業資本的支出		94,900千円
第1項 建設改良費		77,900千円
第2項 企業債償還金		17,000千円
第2款 辰口第二工業用水道事業資本的支出		22,500千円
第1項 企業債償還金		22,500千円
第3款 根上地区工業用水道事業資本的支出		54,200千円
第1項 企業債償還金		54,200千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。

(1) 第7条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

17,234千円

(2) 交際費

100千円

(重要な資産の取得)

第6条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業)

1 辰口第一工業用水道事業

(種類)

構築物

構築物

(名称)

取水施設

配水管

(数量)

1式

φ200

L=440m

平成21年3月10日提出

能美市長 酒井悌次郎

## 平成21年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病床 99床、療養病床 40床(うち介護療養型医療施設 12床)

入院(年間)	37,630人	入院(1日平均患者数)	103人
外来(年間)	74,920人	外来(1日平均患者数)	277人

(2)介護老人保健施設

入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
入所者(年間)	26,280人	入所者(1日平均利用者数)	72人
通所者(年間)	5,100人	通所者(1日平均利用者数)	20人

(3)デイサービスセンター

定員	30人		
通所者(年間)	5,860人	通所者(1日平均利用者数)	23人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業収益	1,951,000千円	第1款 病院事業費用	1,951,000千円
第1項 医業収益	1,560,345千円	第1項 医業費用	1,895,269千円
第2項 医業外収益	390,653千円	第2項 医業外費用	55,430千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	384,900千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	384,900千円
第1項 営業収益	384,365千円	第1項 営業費用	364,333千円
第2項 営業外収益	534千円	第2項 営業外費用	20,566千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円
第3款 デイサービスセンター事業収益	54,870千円	第3款 デイサービスセンター事業費用	54,870千円
第1項 営業収益	54,860千円	第1項 営業費用	54,867千円
第2項 営業外収益	9千円	第2項 営業外費用	2千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業資本的収入	274,787千円	第1款 病院事業資本的支出	360,585千円
第1項 企業債	144,400千円	第1項 建設改良費	147,039千円
第2項 負担金	127,761千円	第2項 企業債償還金	213,546千円
第3項 補助金	2,625千円		

第4項 寄附金

1千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額85,798千円は過年度分損益勘定留保資金72,817千円及び当年度分損益勘定留保資金12,981千円で補てんする。

収 入		支 出	
第2款 介護老人保健施設資本的収入	0千円	第2款 介護老人保健施設資本的支出	54,728千円
		第1項 建設改良費	27,200千円
		第2項 企業債償還金	27,528千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,728千円は、過年度分損益勘定留保資金31,354千円、当年度分損益勘定留保資金19,374千円及び建設改良積立金4,000千円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設改修事業 医療器械整備事業	14,500千円 129,900千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借りる場合は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債 権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすること ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は 議会の議決を経なければならぬ。

(1)病 院	職員給与費	1, 121, 769千円	交際費	500千円
(2)介護老人保健施設	職員給与費	229, 370千円	交際費	150千円
(3)デイサービスセンター	職員給与費	33, 434千円	交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病 院	564, 000千円	救急医療の確保に要する経費	57, 669千円
		医師等の研究研修に要する経費	2, 709千円
		追加費用に要する経費	21, 497千円
		児童手当に要する経費	1, 680千円
		企業債償還利息に要する経費	30, 220千円
		高度医療に要する経費	62, 771千円
		元金償還に要する経費	127, 761千円
		経営安定に要する経費	259, 693千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院	283, 791千円
(2)介護老人保健施設	18, 345千円
(3)デイサービスセンター	1, 654千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	クリーンベンチ	一式	市立病院
	薬局調剤システム	一式	
	医療情報システム	一式	
	アイシングシステム	一式	
	超音波骨折治療器	一式	
	自己血回収装置	一式	
	携帯型自動連続血圧計	一式	
	ノンコンタクトトノメーター	一式	
	全自動血球計数・白血球分類装置	一式	
	A—Vインパルスシステム	一式	
	能動型自動間欠牽引装置	一式	
浸透圧測定装置	一式		

平成21年3月10日 提出

能美市長 酒 井 悌次郎